

# 国民健康保険料減額のお知らせ

- 1 今回の減額は、国民健康保険加入者のうち75歳になられた方が後期高齢者医療制度に移行したことにより、国民健康保険に残る他の加入者の保険料について負担軽減を図るため減額したものです（※）。  
75歳になられた方が国民健康保険を脱退したことにより、加入者数が少なくなったため減額したものではありません。

※ 後期高齢者医療制度に移行された方と同じ世帯の加入者が一人の場合は、医療分保険料と支援金分保険料の平等割額が、後期高齢者医療制度に移行から5年間は半額、その後3年間は4分の1減額となります。また、前年所得が一定基準以下の世帯に対する保険料の均等割額と平等割額の減額を判定する際に、後期高齢者医療制度に移行された方の人数も含めて判定します。

- 2 今年度（令和8年4月～令和9年3月）に75歳になられる方がいらっしゃる場合、年度の途中で後期高齢者医療制度に移行することを踏まえ、あらかじめ75歳になった月以降の分を除いて保険料を計算し、お支払額を各月に均等に分割して令和8年6月（年度途中に国民健康保険に加入した方は当該月）に納付通知書をお送りしています。

- 3 国民健康保険料のお支払額は各月に均等に分割していますので、後期高齢者医療制度の保険料のお支払いが始まりますと、両方の保険料を合計すると、これまでのお支払額より、世帯全体の各月のお支払額は多くなりますので、御了承ください。  
世帯全体としての保険料額を前年度と比較するには、令和7年度の国民健康保険料合計額に対し、令和8年度の国民健康保険料合計額と後期高齢者医療制度保険料合計額の合算額をお比べください。

※ 後期高齢者医療制度保険料の納入通知書は別途お送りしています。

- ・ 令和7年度と令和8年度の保険料の比較についての参考事例は、次頁を御覧ください。個別の状況など御不明な点はお問合せください。
- ・ お問合せの際は、令和7年度及び令和8年度の国民健康保険料納付通知書と令和8年度後期高齢者医療制度保険料の納入通知書をお手元に御用意ください。

## 札幌市 北区役所 保険年金課 保険係

〒001-8612 札幌市北区北24条西6丁目

TEL 011-757-2492

平日 午前8時45分～午後5時15分（年末年始を除く。）

# 【 参 考 事 例 】

令和8年10月に加入者のお一人が、75歳になって後期高齢者医療制度に移行した場合の令和7年度と令和8年度の保険料の比較

## < 令和7年度保険料 >

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
加入者①	国 健 康 保 険 民 険	加 入 期 間 12 か 月											
加入者②		加 入 期 間 12 か 月											



支 払 額	国 健 康 保 険 民 険	<b>24万円</b> (24,000円×10回)
-------	---------------------------------	---------------------------

## < 令和8年度保険料 (後期高齢者医療制度移行前) >

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
加入者①	国 健 康 保 険 民 険	加 入 期 間 12 か 月											
加入者②		加 入 期 間 6 か 月						← 75歳になった月以降の分を除いて保険料を計算					



支 払 額	国 健 康 保 険 民 険	<b>18万円</b> (18,000円×10回)
-------	---------------------------------	---------------------------

## < 令和8年度保険料 (後期高齢者医療制度移行後) >

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
加入者①	国 健 康 保 険 民 険	加 入 期 間 12 か 月											
加入者②		加 入 期 間 6 か 月						加 入 期 間 6 か 月					



支 払 額	国 健 康 保 険 民 険	<b>17万5,000円</b> (18,000円×5回)	↓ 国保加入者の負担軽減 (17,000円×5回)
	後 期 高 齢 者 医 療 制 度	後期高齢者医療制度保険料の支払いが開始	<b>7万円</b> (14,000円×5回)
	国 健 康 保 険 民 険 + 後 期 高 齢 者 医 療 制 度	国保+後期 (各月) <b>31,000円×5回</b>	
		<b>国保+後期 (年度合計) 24万5,000円</b>	

※ 保険料は仮定の金額です。保険料率が変更した場合や所得金額及び世帯構成に異動があった場合には、加入者の後期高齢者医療制度の移行の他に保険料が増減することがあります。